

ロシア史研究会・新学術領域研究第4班共催研究会  
「カザン県に見るロシア帝国の法・監視・主権」概要

日時：2012年1月22日（日）15時～17時30分

場所：早稲田大学早稲田キャンパス9号館304号室

報告：Jane Burbank (New York University)

Policing the Empire: Law, Surveillance, and Sovereignty in Kazan Province, Early 20th Century

この研究会は、国際シンポジウム「近現代帝国の比較」の東京での関連企画として、ロシア史研究会のご協力により開催したものである。

シンポジウムで比較帝国論に関するスケールの大きな基調講演をしたジェーン・バーバンク氏は、この研究会では一転して、タタールスタン国立文書館の一次史料に基づく、ロシア帝国の地方統治のミクロな様相に関する報告をした。報告は、帝国の臣民たちは行政・司法官僚の政治的想像力を共有していたのか、国家主権は中位の官僚を通してどのように社会に伝達されていたのかという問題意識に基づくものであった。

この問題を検討するためにバーバンク氏は、1912年にカザン県の住民の告発に基づいて行われた、2つの捜査案件を事例として取りあげた。一つはタタール人村長ファズヅリンに関するもので、彼は村のムッラーから、ストルイピン首相の土地改革に関する法律を無視している、新方式のムスリム学校を開いたという嫌疑で告発された。ムッラーは、地元で告発すると村長に妨害されると言って、わざわざ500キロ離れたペルミの警察に訴えを出したのであった。ペルミから情報を受け取ったカザン県憲兵隊のカリーニン大佐らは、村人への聞き取り調査などの結果、村長は大変よく職責を果たしており、それゆえに一部の村民に嫌われていること、告発は村内の対立を背景にしていることを明らかにし、捜査を打ち切った。村長と対立した村民・ムッラーは、ストルイピン法への反対が当局に深刻に受け止められることを知ったうえで告発したが、憲兵隊、警察、県庁は連携して素早く捜査をし、事実関係を究明した。また、新方式学校の問題（帝国の宗務行政にとっては敏感なもの）には、憲兵隊はあまり関心を持っていなかった。

もう一つの事例は、チュヴァシ人村の土地問題農民代表ペトロフが、村民たちがストルイピン法に基づく土地改革を妨害しているとして告発したものである。ペトロフは、村民たちが（反体制的な）政治運動と結びついていることも示唆した。この案件もカリーニン大佐らが捜査し、村民たちは土地改革に反対しているのではなく、ペトロフが共有地をある未亡人に勝手に分与したことに怒っていることを明らかにした。

2つの事例から分かることとしてバーバンク氏は、ロシア帝国は行政、通信、秩序維持のために多大な社会的資源を投入しており、捜査機関（憲兵隊、警察）・行政機関（県庁、村行政）の行動が迅速であったこと、当局は臣民に法を遵守し政治活動をしないことを求めている

たが、それに対する違反の告発を単純に信じはしなかったこと、タタール人やチュヴァシ人の民族性や宗教は捜査に当たって問題とされていないことを指摘した。また、臣民にとって帝国とその法は生活の一部であり、告発者たちは、どのような問題が官僚の注意を引くかを意識していた。

出席者からは、臣民が政治・行政のゲームのルールを知っていたことと、官僚の政治的想像力を共有していたことは同じではないのではないか、案件処理の能率や正確さは官僚個人（この場合はカリーニン）の資質によるところが大きいのではないかと、官僚がルーティーンの仕事で有能なことと問題（この場合は村内の対立）解決能力があることは別ではないか、同時期のロシア領中央アジアについては行政の遅滞や、住民の動向と政策のずれがよく指摘される所であり、カザン県の例は必ずしも一般化できないのではないかと、といった意見が出された。報告者は、これらの疑問に答えつつ、住民の行政への関心と上からの監視が官僚を効率的に働かせたこと、1900年前後から住民の訴えの数が激増したことを指摘した。

20世紀のロシア帝国が、機能不全に陥り崩壊に向かっていったのか、それとも行政が近代化し国家と社会の関係が深化していたのかについては議論の分かれるところである。本報告はどちらかと言えば後者の立場から、近代帝国としてのロシアの統治実践について興味深い事例と見方を提供するものであった。

（文責：宇山智彦）